

四日市市ごみ処理基本計画改定支援業務委託
プロポーザル実施要領

1 業務の概要

業 務 名	四日市市ごみ処理基本計画改定支援業務委託
業 務 の 目 的	四日市市ごみ処理基本計画の改定を実施するにあたり、必要となる支援業務を行う。
業 務 内 容	仕様書のとおり
業 務 期 間	契約の日から令和8年3月31日まで

- 2 予算額** 10,100千円（債務負担限度額）（消費税及び地方消費税を含む。）。
※うち、令和6年度は、7,070千円以内

3 プロポーザル審査委員会

四日市市ごみ処理基本計画改定支援業務委託を実施するに当たって、その契約の相手方を選定するためのプロポーザル方式による契約の相手方の候補者の決定を厳正かつ公正に行うため、四日市市ごみ処理基本計画改定支援業務委託プロポーザル審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

委員会は、次の各号に掲げる事項を処理する。

- (1) 実施要領の確認に関すること。
- (2) 事業者選定に関すること。
- (3) 企画提案書等の審査及び候補者の決定に関すること。
- (4) その他必要な事項。

4 参加資格

プロポーザルに参加する者（以下、「応募者」という。）は、次に掲げる事項の全ての条件を満たすものとし、条件を満たさない場合は、選定の対象外とする。

- (1) 応募者は、プロポーザル方式により契約をしようとする業務（大分類：調査検査業務、中分類：計画策定・コンサルティング）における本市の入札参加資格を有していること。
- (2) 過去に、ごみ処理基本計画（一般廃棄物処理基本計画10～15年の長期計画）について、政令市、中核市、または本市と同程度の規模の地方公共団体からの受託実績を有すること。
- (3) プロポーザル実施公表の日から受託候補者の特定の日まで、四日市市建設工事等入札参加資格停止基準の規定による入札参加資格停止の措置を受けていないこと。
- (4) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(5) 入札参加資格審査申請において、提出された書類の記載事項に虚偽がないこと。

5 募集方法

ホームページ上で公表する。

6 候補者の決定方法

公募型プロポーザル方式

7 説明会 説明会の開催は行わない。

8 質疑・回答

質問は、原則電子メール（任意様式 Word 形式）にて受け付ける。回答は電子メールにより、すべての質疑を全応募者に対して通知する。

9 参加申込・資格審査

様式1「参加意向申出書」を持参または郵送（簡易書留）により提出する。参加資格審査結果は、各応募者へ様式2「参加資格審査結果通知書」にて、郵送により通知する。

10 企画提案書作成方法

企画提案書は「企画提案書作成要領」を参照の上、一括して持参または郵送（簡易書留）により10部（正副の区別なし）提出する。分割提出は認めない。

11 審査方法

四日市市ごみ処理基本計画改定支援業務委託プロポーザル審査要領による。

12 審査結果

審査終了後、市のホームページ上に参加者名および候補者名を公表するとともに、各応募者へ様式3「プロポーザル審査結果通知書」にて郵送により通知する。

13 日程

候補者の決定方法（全体スケジュール）

令和6年4月5日（金）	公募情報の公表
令和6年4月15日（月）	参加意向申出書の提出期限
令和6年4月15日（月）	質問書の提出期限
令和6年4月18日（木）	参加資格審査結果の通知
令和6年4月22日（月）	参加資格審査結果理由の説明要求期限

令和 6 年 4 月 24 日 (水)	質問書の回答期限
令和 6 年 4 月 26 日 (金)	参加資格審査結果理由の説明
令和 6 年 5 月 17 日 (金)	企画提案書の提出期限
令和 6 年 5 月 31 日 (金)	プロポーザルの実施
令和 6 年 6 月上旬頃	選考結果の通知
令和 6 年 6 月中旬頃	契約の締結

※スケジュールが変更となる場合は別途通知を行う。

14 提出書類の取扱い

提出書類は返却しない。なお、提出書類の著作権は応募者に帰属するが、法令等に基づき応募者の許諾を得たうえで公表する場合がある。

15 お問い合わせ先

四日市市環境部生活環境課 青山

電話 059-354-8192

ファクス 059-354-4412

電子メール：seikatsukankyou@city.yokkaichi.mie.jp

16 その他

- (1) プロポーザルに要する経費は応募者の負担とする。
- (2) 応募を取り下げる場合は、速やかに文書で連絡すること。
- (3) 次のいずれかに該当する企画提案書は無効とする。

ア この要領に反した場合

イ 提案内容に虚偽がある場合

ウ 応募者およびその関係者が審査関係者に対する違法または不当な活動を行ったと認められる場合